

改正後	改正前
<p>租税特別措置法施行令第三十九条の二十五 第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務 大臣と協議して定める基準は、次の各号のい ずれにも該当することとする。</p> <p>一 その医療法人の事業について、次のい ずれにも該当することとする。</p> <p>イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和 三十二年法律第二十六号）第二十六条第 二項に規定する社会保険診療をいう。以 下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補 償保険法（昭和二十二年法律第五十号） に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が 社会保険診療報酬と同一の基準によつて いる場合又は当該診療報酬が少額（全収 入金額のおおむね百分の十以下の場合を いう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増 進法（平成十四年法律第百三十三号）第六 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う 同法第四条に規定する健康増進事業（健 康診査に係るものに限る。以下同じ。）に 係る収入金額（当該収入金額が社会保険 診療報酬と同一の基準によつている場合 に限る。）、予防接種法（昭和二十三年法</p>	<p>租税特別措置法施行令第三十九条の二十五 第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務 大臣と協議して定める基準は、次の各号のい ずれにも該当することとする。</p> <p>一 その医療法人の事業について、次のい ずれにも該当することとする。</p> <p>イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和 三十二年法律第二十六号）第二十六条第 二項に規定する社会保険診療をいう。以 下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補 償保険法（昭和二十二年法律第五十号） に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が 社会保険診療報酬と同一の基準によつて いる場合又は当該診療報酬が少額（全収 入金額のおおむね百分の十以下の場合を いう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増 進法（平成十四年法律第百三十三号）第六 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う 同法第四条に規定する健康増進事業（健 康診査に係るものに限る。以下同じ。）に 係る収入金額（当該収入金額が社会保険 診療報酬と同一の基準によつている場合 に限る。）、予防接種法（昭和二十三年法</p>

○厚生労働省告示第百五十二号
 租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第三十九条の二十五第一項第一号の規定に
 基づき、租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣
 と協議して定める基準（平成十五年厚生労働省告示第百四十七号）の一部を次の表のように改正し、
 医療法人の平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度について適用し、医療法人の同日前に開始
 した事業年度については、なお従前の例による。
 平成三十一年三月二十九日
 厚生労働大臣 根本 匠
 （傍線部分は改正部分）

<p>二 ロ二（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>律第六十八号）第二条第六項に規定する 定期の予防接種等及び医療法施行規則第 三十条の三十五の三第一項第二号ロの規 定に基づき厚生労働大臣が定める予防接 種（平成二十九年厚生労働省告示第三百 十四号）に定める予防接種に係る収入金 額、助産（社会保険診療及び健康増進事 業に係るものを除く。）に係る収入金額 （一の分岐に係る助産に係る収入金額が 五十万円を超えるときは、五十万円を限 度とする。）、介護保険法（平成九年法律 第百二十三号）の規定による保険給付に 係る収入金額（租税特別措置法第二十六 条第二項第四号に掲げるサービスに係る 収入金額を除く。）並びに障害者の日常生 活及び社会生活を総合的に支援するため の法律（平成十七年法律第百二十三号） 第六条に規定する介護給付費、特例介護 給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付 費、特定障害者特別給付費、特例特定障 害者特別給付費、地域相談支援給付費、 特例地域相談支援給付費、計画相談支援 給付費、特例計画相談支援給付費及び基 準該当療養介護医療費、同法第七十七条 及び第七十八条に規定する地域生活支援 事業、児童福祉法（昭和二十二年法律第 百六十四号）第二十一条の五の二に規定 する障害児通所給付費及び特例障害児通 所給付費、同法第二十四条の二に規定す る障害児入所給付費、同法第二十四条の 七に規定する特定入所障害児食費等給付 費並びに同法第二十四条の二十五に規定 する障害児相談支援給付費及び特例障害 児相談支援給付費に係る収入金額の合計 額が、全収入金額の百分の八十を超える こと。</p>
<p>二 ロ二（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>律第六十八号）第二条第六項に規定する 定期の予防接種等及び医療法施行規則第 三十条の三十五の三第一項第二号ロの規 定に基づき厚生労働大臣が定める予防接 種（平成二十九年厚生労働省告示第三百 十四号）に定める予防接種に係る収入金 額、助産（社会保険診療及び健康増進事 業に係るものを除く。）に係る収入金額 （一の分岐に係る助産に係る収入金額が 五十万円を超えるときは、五十万円を限 度とする。）、並びに介護保険法（平成九年 法律第百二十三号）の規定による保険給 付に係る収入金額（租税特別措置法第二 十六条第二項第四号に掲げる保険給付に 係る収入金額を除く。）の合計額が、全収 入金額の百分の八十を超えること。</p>